

## 【件名】

日本におけるオミクロン株に対する水際対策措置（日本入国後の待機期間の変更）

## 【ポイント】

●オミクロン株が支配的となっている国・地域（現時点では全ての国・地域）からの帰国者・入国者の自宅等での待機期間が、14 日間から 10 日間に変更されました。

## 【本文】

1 日本政府は、オミクロン株が支配的となっている国・地域（現時点で全ての国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅等での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間（以下「自宅等での待機期間」）についても 14 日間から 10 日間に変更することを発表しました。この変更に基づく措置は、1 月 15 日（土）の午前 0 時（日本時間）から実施され、既に入国済みの方に対しても適用されます。

なお、オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域（現時点で該当国・地域なし）については、今後、別途の指定を行い、当該国・地域からの帰国者・入国者については、入国後の自宅等での待機期間が 14 日間となります。

2 また、日本政府は、インド全土を「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定すると発表しました。インドに滞在歴のある帰国者・入国者については、これまで実施されている全ての入国者に共通の措置に加え、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目（入国日を含まない）に改めて検査を受けていただくこととなります。インドを経由して 1 月 17 日（月）以降に日本に入国する場合も対象となります。（ただし、トランジット目的で空港内にとどまっている場合はインド国内での滞在歴はないものとみなされます。）

ご参考：全ての入国者に共通の措置（厚生労働省ホームページ：水際対策に係る新たな措置について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

3 オミクロン株による感染拡大に伴い、各国政府が水際対策を強化しておりますので、在留邦人の皆様におかれましては最新情報の入手に努めてください。

（お問合せ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス :

○領事関連事項 [jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関する事など

[jpemb-visa@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-visa@nd.mofa.go.jp)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>